

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
住所／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

5月から 主催講座 はじまります！

生花教室

日時：5月18日（火）
13:30～15:30
定員 あと3名募集します。
講師：西川 千代美さん
材料代：2,000円程度



そば打ち教室

日時：5月15日（土）
10:00～12:00
定員 締め切りました。
講師：山口 郁恵さん
材料代：1回につき1,500円



オカリナ教室

日時 5月13日（木）
13:30～15:30
定員 あと3名募集します。
講師 岡谷 豊子さん
※教材費等は個人負担



部落差別のない社会を実現するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。（2016年12月16日法律第109号）

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、何人にも保障されている市民的権利が不完全にしか保障されていないという、我が国固有の重大な人権問題です。

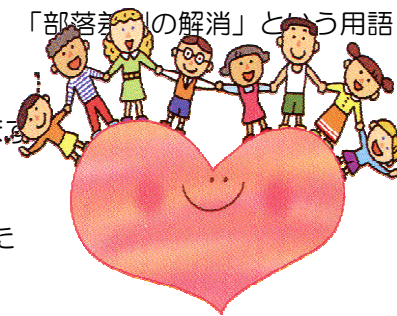
同和問題の解決に向けて、1969年の同和对策事業特別措置法により、住環境等の整備が進められてきましたが、2002年「特別措置法」失効により、就労、教育、生活、福祉のすべてにおいて格差は広がっています。

また、いまだに差別発言やインターネット上での差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。差別や偏見に基づく行為は、人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

この法律は、理念法であるものの、部落差別の存在を認知したとともに、「部落差別の解消」という用語を法律で明記したことに意義があります。

部落差別の解消の推進に関する法律では、次の6点が規定されています。

- ① 部落差別の存在を認知した
- ② 部落問題の解決を初めて法律で明記した
- ③ 「部落差別解消のための施策実施」を国及び地方公共団体の責務とした
- ④ 相談体制の充実を打ち出した
- ⑤ 部落問題に関する教育及び啓発の実施を明記した
- ⑥ 実態調査の実施を明記した



大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 5月14日（金）9:00～12:00
場所 大和人権文化センター 会議室
相談内容 暮らしの相談・子ども相談
相談員2名で対応します。次回は、6月18日（金）の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く
10:00～16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

※ 新型コロナウイルス感染症と差別の現状 (部落解放 増刊号 802号より抜粋)

2019年12月中国・武漢で発生した新型コロナウイルス感染症はまたたく間に全世界を巻き込みました。日本国内でも、2020年1月16日に感染者が確認され以降、感染が拡大しています。

日本政府は、感染拡大防止対策として2月27日に全国の小中高校に休校措置を要請、4月7日には緊急事態宣言を発令して3密（密集・密着・密接）の回避や社会活動・経済活動の自粛を要請しました。

しかし、感染拡大が小康状態を示すと緊急事態宣言が解除され、社会活動・経済活動の規制が緩和される中で、感染拡大の第2波・第3波が襲い2021年1月7日には、ふたたび緊急事態宣言が出される事態となりました。

今では、強い感染力を持つ新型コロナウイルスの変異株が関東圏・関西圏での感染が広がっています。

ウイルスによる被害者は不均衡に及んでいます。

医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカー（人々の生活にとって必要不可欠な労働者）は、感染の危険と差別にさらされている状況です。

事例

1 罹患者（病気にかかった人）や家族・濃厚接触者への差別

- ① 罹患者の名前や年齢が記載された張り紙が市内の民家の壁などに貼り付けられていた。
- ② 行政の人権担当部署に「コロナ感染により入院したことから、会社から雇い止めを受け退所することになった」という相談があった。

2 医療従事者への差別

- ① 医師が罹患した病院で働く、濃厚接触者でないスタッフが子どもの学童保育や保育所の受入れを拒否されたり、配偶者が職場から出勤停止を命じられたりしていた。
- ② 病院職員が飲食店舗の予約拒否・保育園の卒園式への出席拒否、タクシー乗車拒否など

3 福祉職員やエッセンシャルワーカーへの差別

- ① SNS「感染源の店」「コロナ患者が働いている」「コロナ患者が立ち寄った店」などが投稿されている。
- ② エッセンシャルワーカーの保護者に対し、学校長が児童・生徒の自宅待機を要請した。

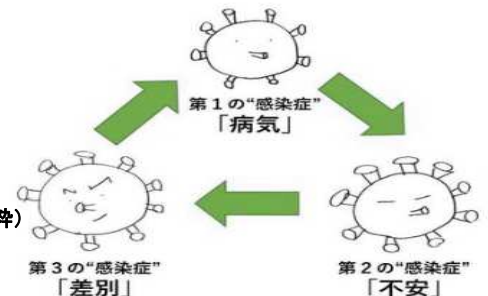
4 県外在住者らへの差別

- ① 家族の職場が、感染者が確認された地域である事を理由に差別を受け、仕事をクビになった。
- ② 他県から転勤により県内にきた家族の子どもが「コロナ県」と言われるなどのいじめを受けた。

見えない恐怖や不安ときちんと向合っていくには、何が必要か。マスクは何のためにするのだろうか。自分が感染しないためにはもちろん、それ以上に他者にウイルスをうつさないためであり、周囲の他者にきちんと配慮している自分の姿を見せ続けるためである。ウイルスに感染しない・感染させない、自己認識が必要です。

新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！（法務省ホームページより抜粋）

～負のスパイラルを断ち切るために～



新型コロナウイルスによる感染が流行しています。実はこのウイルスが怖いのは、「3つの“感染症”」という顔があることです。

知らず知らずのうちに私たちも影響を受けていることをみなさんをご存知ですか？

第1の感染症は「病気」そのものです。

第2の感染症は「不安と恐れ」です。このウイルスは見えません。わからないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、ふりまわされてしまうことがあります。それらは私たちの中で膨らみ、気づく力・聴く力・自分を支える力を弱め、瞬く間に人から人へ伝染していきます。

第3の感染症は「嫌悪・偏見・差別」です。不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。そして、ウイルス感染にかかわる人や対象を日常生活から遠ざけたりすることで、つかの間の安心感が得られることから生まれるのです。

この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることです。

第1の感染症をふせぐために、手洗い・咳エチケット・人ごみを避けるなど、自分や周りの人のためにもすることが大切です。